

西区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)(平成28年度 7月～9月)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	西区情報誌編集発行業務	その他	株式会社京阪神エ ルマガジン社	4,536,000円	平成28年8月12日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

西区情報誌編集発行業務

2 契約の相手方

株式会社京阪神エルマガジン社

3 随意契約理由

西区情報誌編集発行業務は、西区内のヒト、モノ、コトを取材し多様な区の魅力を引き出し、それらを情報発信することで、情報誌を読んだ方々が区に対する愛着を深め、区のブランド力向上につなげることを目的としている。

本業務は、区民の意見を取り入れるための編集会議の設置、情報誌全体の企画、編集、取材、原稿作成、デザイン、レイアウト、印刷、製本、効果的な広報の実施など、高度な知識・技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力が要求される事業委託であることから、公募型企画競争方式により請負業者の選定を行った。

株式会社京阪神エルマガジン社は、公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西区役所まち魅力創造課（電話番号：06-6532-9944）